

小学校・前期課程・小学部 「特別の教科 道徳」 説明会



平成29年8月23日～25日
広島県教育委員会
豊かな心育成課

小学校学習指導要領解説 総則編

平成29年 6月

第1章 総説 1 改訂の経緯及び基本方針

P2

1 改訂の経緯及び基本方針

(1)改訂の経緯

- ①「何ができるようになるか」
- ②「何を学ぶか」
- ③「どのように学ぶか」
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」
- ⑤「何が身に付いたか」
- ⑥「実施するために何が必要か」

中央教育審議会答申(平成28年12月21日)

第1章 総説 1 改訂の経緯及び基本方針

P2～3

(2)改訂の基本方針

- ① 今回の改訂の基本的な考え方
- ② 育成を目指す資質・能力の明確化

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、**ア「何を理解しているか、何ができるか**(生きて働く「知識・技能」の習得)」、**イ「理解していること・できることをどう使うか**(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、**ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか**(学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

(2)改訂の基本方針

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

ア 児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階はこれまで地道に取り組み蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。

イ 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。

(2)改訂の基本方針

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

ウ 各教科等において通常行われている学習活動(言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など)の質を向上させることを主眼とするものであること。

エ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。

(2)改訂の基本方針

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。

カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

- ④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
- ⑤ 教育内容の主な改善事項

2 改訂の要点

(2)前文の趣旨及び要点

- ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること
- ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと
- ③ 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実

(3)総則改正の要点

- ① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」
- ② カリキュラム・マネジメントの充実
- ③ 児童の発達の支援、家庭や地域との連携・協働

(1)改正の経緯

○ 道徳教育を巡っては、歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があること、他教科等に比べて軽んじられていること、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があることなど、これまで多くの課題が指摘されてきた。

また、いじめの問題に起因して、子供の心身の発達に重大な支障が生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案まで生じており、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、全ての子供を救うことが喫緊の課題となっている。

平成26年10月 「道徳に係る教育課程の改善等について」答申
(平成26年2月 文部科学大臣諮問)

- ① 道徳の時間を「特別の教科道徳」(仮称)として位置付けること
- ② 目標を明確で理解しやすいものに改善すること
- ③ 道徳教育の目標と「特別の教科道徳」(仮称)の目標の関係を明確にすること
- ④ 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善すること
- ⑤ 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善すること
- ⑥ 「特別の教科道徳」(仮称)に検定教科書を導入すること
- ⑦ 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実すること

平成27年3月27日に学校教育法施行規則を改正し、「道徳」を「特別の教科である道徳」とするとともに学習指導要領の一部改正の告示を公示

今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示したものである。

「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」との中央教育審議会の答申を踏まえたもの。

発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るもの。

(2)改正の基本方針

(3)改正の要点

- ① 学校教育法施行規則の要点
- ② 総則改正の要点
 - ア 教育課程編成の一般方針
 - イ 内容等の取扱いに関する共通事項
 - ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

③ 道徳教育の目標

P26~27

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。



道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、**自己の生き方**を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

④ 道徳教育を進めるに当たっての留意事項

P28~31

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓(ひらく)主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

③ 道徳教育の目標

P27~28

③ 道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、**自己の生き方**を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

- ア 教育基本法及び学校教育法の根本精神に基づく
- イ 人間としての生き方を考える
- ウ 主体的な判断の下に行動する
- エ 自立した人間として他者と共によりよく生きる
- オ そのための基盤となる道徳性を養う

1 道徳教育の指導体制と全体計画

P126~127

(1) 道徳教育の指導体制

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。

- ア 校長の方針の明確化
- イ 道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備
 - (ア) 道徳教育推進教師の役割
 - (イ) 協力体制の充実

(2)道徳教育の全体計画

P127~128

なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

ア 全体計画の意義

- (ア) 人格の形成及び国家、社会の形成者として必要な資質の育成を図る場として学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる
- (イ) 学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる
- (ウ) 道徳教育の要として、道徳科の位置付けや役割が明確になる
- (エ) 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる
- (オ) 家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域住民の積極的な参加や協力を可能にする

イ 全体計画の内容

P128~129

(ア)基本的把握事項

- ・教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策
- ・学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い
- ・児童の実態や発達の段階等

(イ)具体的計画事項

- ・学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学年の重点目標
- ・道徳科の指導の方針
- ・年間指導計画を作成する際の観点や重点目標に関わる内容の指導の工夫、校長や教頭等の参加、他の教師との協力的な指導
- ・各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針、内容及び時期
- ・特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連
- ・学級、学校の間関係、環境の整備や生活全般における指導の方針
- ・家庭、地域社会、関係機関、小学校・高等学校・特別支援学校等との連携の方針
- ・道徳教育の推進体制

P131

イ 全体計画の内容

・その他

例えば、次年度の計画に生かすための評価の記入欄、研修計画や重点的指導に関する添付資料等を記述したりする。

なお、全体計画を一覧表にして示す場合は、必要な各事項について文章化したり具体化したりしたものを加えるなどの工夫が望まれる。例えば、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの、道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを別葉にして加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが考えられる。

P130~131

ウ 全体計画作成上の創意工夫と留意点

- (ア) 校長の明確な方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える
- (イ) 道徳教育や道徳科の特質を理解し、教師の意識の高揚を図る
- (ウ) 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする
- (エ) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする
- (オ) 家庭や地域社会、学校間交流、関係諸機関などとの連携に努める
- (カ) 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

(3)各教科等における指導の基本方針

- ア 道徳教育と各教科等の目標、内容及び教材との関わり
- イ 学習活動や学習態度への配慮

(4)各教科等における道徳教育

2 指導内容の重点化

2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

2 指導内容の重点化

ア 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

イ 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

2 指導内容の重点化

(1)各学年を通じて配慮すること

小学校においては、生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実する観点から、各学年を通じて、**自立心や自律性、生命を尊重する心、他者を思いやる心の育成**に配慮することが大切である。

2 指導内容の重点化

P137～138

(2) 学年段階ごとに配慮すること

各学年を通じて配慮することに加えて、各学年段階においては、次の事項に留意することが求められる。

ア 第1学年及び第2学年

第1学年及び第2学年の段階では、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けることや善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ることにについて配慮して指導に当たることが求められる。

2 指導内容の重点化

P138

(2) 学年段階ごとに配慮すること

イ 第3学年及び第4学年

第3学年及び第4学年では、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ることに配慮して指導に当たることが求められる。

ウ 第5学年及び第6学年

第5学年及び第6学年では、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重することに配慮することが大切になる。

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止

P139～142

学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

- (1) 学校や学級内の人間関係や環境を整えること
 - ア 教師と児童の人間関係
 - イ 児童相互の人間関係
 - ウ 環境の整備
- (2) 豊かな体験の充実
- (3) 道徳教育の指導内容と児童の日常生活
 - ア いじめの防止
 - イ 安全の確保

4 家庭や地域社会との連携

P144～145

学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

- (1) 道徳教育に関わる情報発信
- (2) 家庭や地域社会との相互連携

小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編

平成29年 6月

道徳教育の充実を図るため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要としての道徳の時間の役割を明確にした上で、児童の道徳性を養うために、適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ることができるよう、学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部を改正し、道徳の時間を教育課程上「特別の教科道徳」(以下「道徳科」という。)として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直した。

- これまでの道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を今後も引き継ぐ
- 道徳科を要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開することができるよう、道徳教育の目標等をより分かりやすい表現で示すなど、教育課程を改善

(1) 第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。



第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(2) 第2 内容

1. 主として自分自身に関すること
2. 主として他の人とのかかわりに関すること
3. 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること
4. 主として集団や社会とのかかわりに関すること



- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

(2) 第2 内容

■ 構成やねらいを明示して指導効果を高める観点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる言葉を付記

A 主として自分自身に関すること

[善悪の判断, 自律, 自由と責任][正直, 誠実][節度, 節制][個性の伸長]
[希望と勇気, 努力と強い意志][真理の探究]

B 主として人との関わりに関すること

[親切, 思いやり][感謝][礼儀][友情, 信頼][相互理解, 寛容]

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[規則の尊重][公正, 公平, 社会正義][勤労, 公共の精神]
[家族愛, 家庭生活の充実]
[よりよい学校生活, 集団生活の充実]
[伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度]
[国際理解, 国際親善]

D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ][自然愛護][感動, 畏敬の念][よりよく生きる喜び]

(3) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 指導計画

全体計画及び指導内容の取扱いに関わる事項を「第1章総則」に移行し、道徳科の年間指導計画に関わる事項を記載。指導計画の創意工夫を生かせるようにするために、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を追記。

イ 補充、深化、統合

これまで目標に示していた各教科等との密接な関連及び補充、深化、統合に関する事項を、指導の配慮事項に移行し、分かりやすい記述に改善。

ウ 主体的に考える学習

児童が自ら道徳性を養うことへの配慮事項を、自らを振り返ること、道徳性を養うことの意義について、自らが考え、理解することなどを加えて具体的に記載。

エ 言語活動の充実

児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むための言語活動の充実を具体的に記載。

(3) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

オ 多様な指導方法の工夫

道徳科の特質を生かした指導を行う際の指導方法の工夫例を、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等として例示。

カ 現代的な課題への配慮

指導上の配慮事項として、情報モラルに加えて社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いを例示し、取り上げる際の配慮事項を明記。

キ 教材の開発、活用、具備すべき要件

多様な教材の開発や活用について具体的に例示するとともに、教材の具備すべき要件を明示。

ク 学習状況や道徳性に係る成長の様子の把握

道徳科の評価に関して、数値などによる評価は行わない点に変わりはないが、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があることを明示。

(「第1章 総則」の「第1 小学校教育の基本と教育課程の役割」の2の(2) 二 段目)

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

■ 教育活動全体を通じて行う道徳教育と道徳科

道徳教育は、学校や児童の実態などを踏まえ設定した目標を達成するために、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うことを基本として、あらゆる教育活動を通じて、適切に行われなくてはならない。その中で、道徳科は、各活動における道徳教育の要として、それらを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり統合させたりする役割を果たす。いわば、扇の要のように道徳教育の要所を押さえて中心で留めるような役割をもつと言える。

(「第3章 特別の教科 道德」の「第1 目標」)

第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己**の生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。**

1 道德教育の目標に基づいて行う

○道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とする

- ・ 道德科を要とした道德教育が目指すもの
→ 教育基本法に示された事項につなげることが大切
- 「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」 (第1条)
- 「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道德心を培うとともに、健やかな身体を養う」 (第2条第1項)
- 「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う」 (同条第2項)
- 「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」 (同条第3項)
- 「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う」 (同条第4項)
- 「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」 (同条第5項)

2 道德性を養うために行う道德科における学習

(1) 道德的諸価値について理解する

道德的価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。

価値理解…内容項目を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること

人間理解…道德的価値は大切であってもなかなか実現することができない人間の弱さなども理解すること

他者理解…道德的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではない、多様であるということを前提として理解すること

道德的価値の理解のための指導は授業者の意図や工夫によるが、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うには、道德的価値について理解する学習を欠くことはできない。

指導の際には、特定の道德的価値を絶対的なものとして指導したり、本来実感を伴って理解すべき道德的価値のよさや大切さを観念的に理解させたりする学習に終始することのないような配慮が大切。

2 道德性を養うために行う道德科における学習

(2) 自己を見つめる

道德的価値の理解を図るには、児童一人一人がこれらの理解を自分との関わりで捉えることが重要である。人間としてよりよく生きる上で大切な道德的価値を自分のこととして考えたり感じたりすることである。

自己を見つめるとは、自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、更に考えを深めることである。

児童一人一人は、道德的価値の理解と同時に自己理解を深めることになる。

児童自ら道德性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるようになる。

2 道德性を養うために行う道德科における学習

(3) 物事を多面的・多角的に考える

○よりよく生きるための基盤となる道德性を養うためには、**児童が多様な感じ方や考え方に接することが大切**であり、児童が多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが求められる。

○道德的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えるという道德的価値の自覚を深める過程で、**道德的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われる**のである。その中で、自己や社会の未来に夢や希望がもてるようにすることが大切である。

○物事を多面的・多角的に考える指導のためには、物事を一面的に捉えるのではなく、**児童自らが道德的価値の理解を基に考え、様々な視点から物事を理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすることが大切**である。

○例えば、発達の段階に応じて二つの概念が互いに矛盾、対立しているという二項対立の物事を取り扱うなど、**物事を多面的・多角的に考えることができるよう指導上の工夫をすることも大切**である。

2 道德性を養うために行う道德科における学習

(4) 自己の生き方についての考えを深める

○児童は、道德的価値の理解を基に自己を見つめるなどの道德的価値の自覚を深める過程で、同時に自己の生き方についての考えを深めているが、**特にそのことを強く意識させることが重要**である。

○児童が道德的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して形成された**道德的価値観を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切**である。

○その際、道德的価値の理解を自分との関わりで深めたり、自分自身の体験やそれに伴う感じ方や考え方などを確かに想起したりすることができるようにするなど、**特に自己の生き方についての考えを深めることを強く意識して指導することが重要**である。

3 道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる

道德性とは、人間としてよりよく生きようとする人格の特性であり、道德教育は道德性を構成する諸様相である道德的判断力、道德的心情、道德的実践意欲と態度を養うことを求めている。

道德的判断力

- それぞれの場面において善悪を判断する能力
- 人間として生きるために道德的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力
- 的確な道德的判断力をもつことで、それぞれの場面で機に応じた道德的行為が可能になる

道德的心情

- 道德的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情
- 人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情
- それは、道德的行為への動機として強く作用するもの

道德的実践意欲と態度

道德的心情や道德的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性

・ 道德的実践意欲

道德的判断力や道德的心情を基盤とし道德的価値を実現しようとする意志の働き

・ 道德的態度

道德的判断力や道德的心情に裏付けられた具体的な道德的行為への身構え

道德性の諸様相には特に序列や段階があるということではない

1 内容構成の考え方

(1) 内容の捉え方

(「第3章 特別の教科 道德」の「第2 内容」)

学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の要である道德科においては、以下に示す項目について扱う。

- ・ **教師と児童が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題**
- ・ 学校の教育活動全体の様々な場や機会を捉え、多様な方法で進められる学習を通して、児童自らが調和的な道德性を養うためのもの。
- ・ 全教育活動において指導されるべきもの
- ・ 児童が人間として他者とともによりよく生きていく上で学ぶことが必要と考えられる道德的価値を含む内容を短い文章で平易に表現したもの。
- ・ **児童自らが道德性を養うための手掛かり。**

(2) 四つの視点

(3) 生徒の発達的特質に応じた内容構成の重点化

2 内容の取扱い方

(1) 関連的, 発展的な取扱いの工夫

- ア 関連性をもたせる
- イ 発展性を考慮する

(2) 各学校における重点的指導の工夫

重点的指導

各内容項目の充実を図る中で, 各学校として更に重点的に指導したい内容項目をその中から選び, 多様な指導を工夫することによって, 内容項目全体の指導を一層効果的に行うことである。

道徳科においては, 内容項目について3学年間を見通した重点的指導を工夫することが大切。そのためには, 道徳科の年間指導計画の作成で, 当該の内容項目全体の指導を考慮しながら, 重点的に指導する内容項目についての扱いを工夫しなければならない。

追加

〔第1学年及び第2学年〕

A 主として自分自身に関すること

〔個性の伸長〕

自分の特徴に気付くこと。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

〔公正, 公平, 社会正義〕

自分の好き嫌いとらわれないで接すること。

〔国際理解, 国際親善〕

他国の人々や文化に親しむこと。

改善

〔第1学年及び第2学年〕

A 主として自分自身に関すること

〔希望と勇気, 努力と強い意志〕

自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。

改善

〔第1学年及び第2学年〕

B 主として人との関わりに関すること

〔親切・思いやり〕

身近にいる人に温かい心で接し, 親切にすること。

〔感謝〕

家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。

改善

〔第1学年及び第2学年〕

C 主として集団や社会との関わりに関すること

〔勤労，公共の精神〕

働くことのよさを**知り**，みんなのために働くこと。

〔家族愛，家族生活の充実〕

父母，祖父母を敬愛し，進んで家の手伝いなどをして，**家族の役に立つ**こと。

〔伝統と文化の尊重，国や郷土を愛する態度〕

我が国や郷土の文化と生活に親しみ，愛着をもつこと。

改善

〔第1学年及び第2学年〕

D 主として**生命**や自然，崇高なものとの関わりに関すること

〔生命の尊さ〕

生きることの**すばらしさ**を知り，生命を大切にすること。

追加

〔第3学年及び第4学年〕

〔相互理解，寛容〕

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに，相手のことを理解し，自分と異なる意見も大切にすること。

〔公正，公平，社会正義〕

誰に対しても分け隔てをせず，公正，公平な態度で接すること。

分化・統合

〔第3学年及び第4学年〕

郷土の伝統と文化を大切にし，郷土を愛する心をもつ。

我が国の伝統と文化に親しみ，国を愛する心をもつとともに，外国の人々や文化に関心をもつ。



〔伝統と文化の尊重，国や郷土を愛する態度〕

〔国際理解，国際親善〕

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし，国や郷土を愛する心をもつこと。

他国の人々や文化に親しみ，関心をもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

A 主として自分自身に関すること

改善

〔善悪の判断, 自律, 自由と責任〕

正しいと判断したことは, **自信**をもって行うこと。

〔節度, 節制〕

自分でできることは自分でやり, **安全に気を付け**, よく考えて行動し, 節度のある生活をする。

〔個性の伸長〕

自分の特徴に気付き, **長所を伸ばす**こと。

〔希望と勇気, 努力と強い意志〕

自分でやろうと決めた**目標に向かって**, **強い意志をもち**, 粘り強くやり抜くこと。

〔第3学年及び第4学年〕

B 主として人との関わりに関すること

改善

〔感謝〕

家族など生活を支えてくれている人々や**現在の生活を築いてくれた**高齢者に, 尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

C 主として集団や社会との関わりに関すること

改善

〔規則の尊重〕

約束や社会のきまりの意義を理解し, **それらを守る**こと。

〔よりよい学校生活, 集団生活の充実〕

先生や学校の人々を敬愛し, みんなで協力し合っ
て楽しい学級や**学校**をつくること。

〔第3学年及び第4学年〕

D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること

改善

〔生命の尊さ〕

生命の尊さを**知り**, 生命あるものを大切にすること。

〔自然愛護〕

自然のすばらしさや**不思議さを感じ取り**, 自然や動植物を大切にすること。

追加

〔第5学年及び第6学年〕

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

〔よりよく生きる喜び〕

よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、
人間として生きる喜びを感じることを。

統合

〔第5学年及び第6学年〕

身近な集団に進んで参加し、
自分の役割を自覚し、協力し
て主体的に責任を果たす。

先生や学校の人々への敬愛
を深め、みんなで協力し合い
よりよい校風をつくる。

〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕

先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し
合ってよりよい学級や学校をつくとともに、様々
な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活
の充実に努めること。

改善

〔第5学年及び第6学年〕

A 主として自分自身に関すること

〔自主、自律、自由と責任〕

自由を大切にし、**自律的に判断し、責任のある行動をする**こと。

〔節度、節制〕

安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の
生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。

〔個性の伸長〕

自分の特徴を知って、**短所を改め長所を伸ばす**こと。

〔希望と勇気、努力と強い意志〕

より高い目標を立て、希望と勇気をもち、**困難があってもくじけず**
に努力して**物事をやり抜く**こと。

〔真理の探究〕

真理を大切にし、**物事を探究しようとする心をもつ**こと。

改善

〔第5学年及び第6学年〕

B 主として人との関わりに関すること

〔感謝〕

日々の生活が**家族や過去からの多くの**人々の支
え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、
それに応えること。

〔友情、信頼〕

友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、**異性**
についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。

改善

〔第5学年及び第6学年〕

C 主として集団や社会との関わりに関すること

〔規則の尊重〕

法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。

〔公正、公平、社会正義〕

誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。

〔勤労、公共の精神〕

働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。

改善

〔第5学年及び第6学年〕

C 主として集団や社会との関わりに関すること

〔伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度〕

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。

〔国際理解、国際親善〕

他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。

〔「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1〕
1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

1 指導計画作成の方針と推進体制の確立

- 道徳科の指導は、学校の道徳教育の目標を達成するために行うものである。
- 校長が道徳教育の方針を明確にし、指導力を発揮して、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心として、道徳教育の全体計画に基づく道徳科の年間指導計画を作成する。

2 年間指導計画の意義と内容

(1) 年間指導計画の意義

- ア 6年間を見通した計画的、発展的な指導を可能にする。
- イ 個々の学級において道徳科の学習指導案を立案するよりどころとなる。
- ウ 学級相互、学年相互の教師間の研修などの手掛かりとなる。

(2) 年間指導計画の内容

- ア 各学年の基本方針
- イ 各学年の年間にわたる指導の概要
 - (ア) 指導の時期
 - (イ) 主題名
 - (ウ) わらい
 - (エ) 教材
 - (オ) 主題構成の理由
 - (カ) 学習指導過程と指導の方法：
 - (キ) 他の教育活動等における道徳教育との関連
 - (ク) その他：校長や教頭などの参加、他の教師の協力的な指導の計画、保護者や地域の人々の参加・協力の計画、複数の時間取り上げる内容項目の場合は各時間の相互の指導の関連などの構想、年間指導計画の改善に関わる事項を記述する備考欄などを示すことが考えられる。

3 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

- (1) 主題の設定と配列を工夫する
- (2) 計画的、発展的な指導ができるように工夫する
- (3) 重点的指導ができるように工夫する
- (4) 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する
- (5) 複数時間の関連を図った指導を取り入れる
- (6) 特に必要な場合には他学年段階の内容を加える
- (7) 計画の弾力的な取扱いについて配慮する
 - 年間指導計画の弾力的な取扱い
 - ア 時期、時数の変更
 - イ ねらいの変更
 - ウ 教材の変更
 - エ 学習指導過程、指導方法の変更
- (8) 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」再掲)
 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

1 指導の基本方針

- (1) 道徳科の特質を理解する
- (2) 教師と児童、児童相互の信頼関係を基盤におく
- (3) 児童の自覚を促す指導方法を工夫する
- (4) 児童の発達や個に応じた指導を工夫する
- (5) 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする
- (6) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

2 道徳科の特質を生かした学習指導の展開

- (1) 道徳科の学習指導案
 - ア 道徳科の学習指導案

年間指導計画に位置付けた主題を指導するに当たって、児童の実態に即し教師自身の創意工夫を生かして作成する指導計画。ねらいの達成のために、何をどのような順序、方法で指導するのかなどを表現したもの

■道徳科の学習指導案の内容

- (ア) 主題名
 - (イ) ねらいと教材
 - (ウ) 主題設定の理由
 - ねらいや指導内容についての教師の捉え方
 - それに関連する児童のこれまでの学習状況や実態と教師の願い
 - 使用する教材の特質やそれを生かす具体的な活用方法などを記述する。
 - (エ) 学習指導過程
 - (オ) その他
- 例) 他の教育活動などとの関連、評価の観点、教材分析、板書計画など、授業が円滑に進められるよう必要な事柄を記述する。

イ 学習指導案作成の主な手順

- (ア) ねらいを検討する
- (イ) 指導の重点を明確にする
- (ウ) 教材を吟味する
- (エ) 学習指導過程を構想する

ウ 学習指導案作成上の創意工夫

- 学習指導案の作成に際しては、児童の実態、指導の内容や意図等に応じた工夫が求められる。特に、重点的な指導や体験活動を生かす指導、複数時間にわたる指導、多様な教材の活用、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力などの工夫が求められることから、多様な学習指導案を創意工夫していくことが求められる。
- 学習指導案は、誰が見てもよく分かるように形式や記述を工夫するとともに研修等を通じてよりよいものへと改善し、次回の指導に生かせるように学校として蓄積していくことも大切である。

(2) 道徳科の特質を生かした学習指導

ア 導入の工夫

主題に対する児童の興味や関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図る段階

イ 展開の工夫

ねらいを達成するための中心となる段階であり、中心的な教材によって、児童一人一人が、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる段階

ウ 終末の工夫

ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認したりして、今後の発展につなぐ段階

3 学習指導の多様な展開

(1) 多様な教材を生かした指導

登場人物の立場に立って自分との関わりで道徳的価値について理解したり、そのことを基にして自己を見つめたりすること。教材に対する感動を大事にする展開、道徳的価値を実現する上での迷いや葛藤を大切にしながら展開、地検や気づきを得ることを重視した展開、批判的な見方を含めた展開にしたりするなどの学習指導過程や指導方法の工夫をすること。

(2) 体験の生かし方を工夫した指導

児童が日常の体験やそのときの感じ方や考え方を生かして道徳的価値の理解を深めたり、自己を見つめたりする指導の工夫をすることが大切。

(3) 各教科等と関連を図った指導

各教科等と同t9科の指導のねらいが同じ方向であるとき、学習の時期を考慮したり、相互に関連を図ったりして指導を進めると、指導の効果を一層高めることができる。その際、各教科等と道徳科それぞれの特質が生かされた関連となるように配慮することが大切。

3 学習指導の多様な展開

(4) 道徳科に生かす意指導

ねらいを達成するには、児童の感性や知的な興味などに訴え、児童が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるように、ねらい、児童の実態、教材や学習指導過程などに応じて、最も適切な指導方法を選択し、工夫して生かしていくことが必要。

ア 教材を提示する工夫

読み物教材を紙芝居や影絵、人形、ペープサートなどを生かして劇のように提示したり、音声や音楽の効果を生かしたりする工夫。ビデオなどの映像も、提示する内容を吟味したうえで生かすことによって効果が高められる。

イ 発問の工夫

発問によって児童の問題意識や疑問などが生み出され、多様な感じ方や考え方が引き出される。そのためにも、考える必然性や切実感のある発問、自由な思考を促す発問、物事を多面的・多角的に考えたりする発問などを心掛けることが大切。発問を構成する場合には、授業のねらいに深く関わる中心的な発問をまず考え、次にそれを生かすためにその前後の発問を考え、全体を一体的に捉えるようにするという手順が有効

ウ 話し合いの工夫

考えを出し合う、まとめる、比較するなどの目的に応じて効果的に話し合いが行えるよう工夫する。座席の配置を工夫したり、討議形式を進めたり、ペアでの対話やグループによる話し合いを取り入れたりするなどの工夫も望まれる。

エ 書く活動の工夫

書く活動は、児童が自ら考えを深めたり、整理したりする機会として、重要な役割をもつ。この活動は、ひつような時間を確保することで、児童が自分自身とじっくりと向き合うことができる。また、学習の個別化を図り、児童の感じ方や考え方を捉え、個別指導を行う重要な機会にもなる。さらに、一冊のノートなどを活用することによって、児童の学習を継続的に深めていくことができ、児童の成長の記録として活用したり、評価に生かしたりすることもできる。

オ 動作化、役割演技等の表現活動の工夫

児童に特定の役割を与えて即興的に演技する役割演技の工夫、動きや言葉を模倣して理解を深める動作化の工夫、音楽、所作、その場に応じた身のこなし、表情などで自分の考えを表現する工夫など、実際の場面の追体験や道徳的行為などを試みることも方法として考えられる。

カ 板書に生かす工夫

板書は児童にとって思考を深める重要な手掛かりとなり、教師の伝えたい内容を示したり、学習音順序や構造を示したりするなど、多様な機能をもっている。機能を生かすために重要なことは、思考の流れや順序を示すような順接的な板書だけでなく、教師が明確な意図をもって対比的、構造的に示したり、中心部分を浮き立たせたりするなどの工夫をすることが大切。

キ 説話の工夫

児童がねらいの根底にある道徳的価値をより身近に考えられるようにするものである。教師が意図をもってまとまった話をするのは、児童が思考を一層深めたり、考えを整理したりするのに効果的である。なお、児童への叱責、訓戒や行為、考え方の押し付けにならないよう注意する必要がある。

1 道徳教育推進教師を中心とした指導体制

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

(1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

道徳科は、主として学級の児童を周到に理解している学級担任が計画的に進めるものであるが、学校の道徳教育の目標を達成させる意味から学校や学年として一体的に進めるものでなくてはならない。そのために、指導に際して全教師が協力し合う指導体制を充実することが大切になる。

(1) 協力的な指導などについての工夫

(2) 指導体制の充実と道徳科

2 道徳科の特質を生かした計画的・発展的指導

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

道徳科の特質は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うことである。

(1) 計画的・発展的な指導

2 道徳科の特質を生かした計画的・発展的指導

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての道徳科

■ 補充

児童は、学校の諸活動の中で多様な道徳的価値について感じたり考えたりするが、各教科等においてもその特質があるために、その全てについて考える機会があるとは限らない。道徳科は、このように学校の諸活動で考える機会を得られにくい道徳的価値などについて**補う役割**がある。

■ 深化

児童は、各教科等で特質に応じて道徳性を養うための学習を行うが、各教科等の指導には各教科等特有のねらいがあることから、その中では道徳的価値の意味などについて必ずしもじっくりと考え、深めることができているとは限らない。道徳科は、このように道徳的価値の意味やそれと自己との関わりについて一層考えを**深める役割**を担っている。

■ 統合

各教科等での道徳教育の中で多様な体験をしていたとしても、それぞれがもつ道徳的価値の相互の関連や、自己との関わりでの全体的なつながりなどについて考えないまま過ぎてしまうことがある。道徳科は、道徳的価値に関わる諸事象を、捉え直したり発展させたりして、児童に新たな感じ方や考え方を生み出すという**統合としての役割**もある。

3 児童が主体的に道徳性を養うための指導

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

(3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。

- (1) 自らの成長を実感したり、課題や目標を見付けたりする工夫
- (2) 道徳科における児童の主体的な学習

4 多様な考え方を生かすための言語活動

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

(4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。

- (1) 道徳科における言葉の役割
- (2) 自分の考えを基に表現する機会の充実
- (3) 道徳科に生かす言語活動

5 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

- (1) 問題解決的な学習の工夫
- (2) 道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫
- (3) 特別活動等の多様な実践活動等を生かす工夫

6 情報モラルと現代的な課題に関する指導

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

- (1) 情報モラルに関する指導
 - ア 情報モラルと道徳の内容
 - イ 情報モラルへの配慮と道徳科
- (2) 現代的な課題の扱い

7 家庭や地域社会との連携による指導

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

- (1) 道徳科の授業を公開する
- (2) 道徳科の授業への積極的な参加や協力を得る工夫
 - ア 授業の実施への保護者の協力を得る
 - イ 授業の実施への地域の人々や団体等外部人材の協力を得る。
 - ウ 地域教材の開発や活用への協力を得る

1 教材の開発と活用の創意工夫

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

- (1) 道徳科に生かす多様な教材の開発
- (2) 多様な教材を活用した創意工夫ある指導

2 道徳科に生かす教材

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

2 道徳科に生かす教材

- (1) 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること
- (2) 人間尊重の精神にかなうもので、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること
 - ア 人間尊重の精神にかなうもの
 - イ 悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができるもの
 - ウ 人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの
- (3) 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

「学校における補助教材の適正な取扱いについて」(平成27年3月4日初等中等教育局長通知)など、関係する法規等の趣旨を十分に理解した上で、適切に使用することが重要

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4)

児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

- 1 道徳教育における評価の意義
- 2 道徳科における評価の意義

- 1 評価の基本的態度
- 2 道徳科における評価
 - (1) 道徳科に関する評価の基本的な考え方
 - (2) 個人内評価として見取り、記述により表現することの基本的な考え方
 - (3) 評価のための具体的な工夫
 - (4) 組織的、計画的な評価の推進
 - (5) 発達障害等のある児童や海外から帰国した児童、日本語習得に困難のある児童等に対する配慮

- 1 授業に対する評価の必要性
- 2 授業に対する評価の基本的な考え方
- 3 授業に対する評価の工夫
 - ア 他の教師による評価
 - イ 授業者自らによる評価
- 4 評価を指導の改善に活かす工夫と留意点

小学校・前期課程・小学部 「特別の教科 道徳」 説明会



平成29年8月23日～25日
広島県教育委員会
豊かな心育成課